

川崎市総合要望の回答

1. 外国人市民施策全般

要望 1 「外国人市民施策の推進指針」策定についての進捗状況および今後の予定を明らかにすること。

回答 過去 15 回の検討委員会での審議及び関係局との調整・確認のもとに、8 月に「川崎市多文化共生社会推進指針骨子案」を公表し、9 月中旬まで市民意見の募集を行いました。今後につきましては、市民の皆様から寄せられた意見を参考に、さらに外国人市民施策推進指針検討委員会で検討を重ねるとともに、関係局との協議を進め、平成 16 年度内に指針を策定する予定としております。

要望 2 在日外国人の地方参政権獲得に向けて、自治省、政令都市会議など関係する機関へ積極的に働きかけること。

回答 地方参政権の実現については、他の自治体と連携しながら国に働きかけることを検討してまいります。

要望 3 住民投票条例などの新たな市政参加システムの設置に際しては、在日外国人がその構成員として位置づけられるよう検討すること。

回答 住民投票条例等の新たな市政参加システムの設置における外国人市民の参加の問題についてでございますが、川崎市住民投票制度検討委員会から今年の 7 月に提出されました「住民投票制度検討委員会中間報告書」におきまして、「住民投票は、本市に居住する住民の意思を確認するためのものであり、短期の滞在者に対して発議権及び投票権を認めるべきか否かは検討の必要があるが、本市の住民である外国人市民が住民投票に参加することは当然といえよう」とされております。また、8 月に提出されました「自治基本条例検討委員会報告書」におきましても、「発議権については、住民(市内に住所を有する外国人市民を含みます。)がそれを持つことは当然である」としております。今後、これらの報告をもとに、住民投票の制度化に向けて更に検討を進めてまいりたいと存じます。

要望 4 入居差別に関する相談窓口を充実させると共に、協力店拡大に向けて関係各方面へ働きを強めること。

回答 外国人市民の入居差別につきましては、川崎市外国人市民代表者会議でも取り上げられ、このようなことがあってはならないとする条項を盛り込んだ「川崎市住宅基本条例」を平成 12 年 4 月 1 日から施行しております。また、川崎市居住支援制度は、平成 12 年 4 月 1 日に制度を創設し、平成 16 年 3 月末現在で、協力不動産店として 165 店の不動産店に御登録いただくとともに、84 人の外国人の方から御相談いただき、33 世帯 71 人の外国人市民の方に御利用いただいております。さらに、「川崎市居住支援制度」のルビ付き A4 カラー刷のパンフレットを新たに作成し、各区役所の行政情報コーナー等に備え付けるとともに、市内の宅地建物取引業団体を通じて、市内 1300 の不動産店に配布するなど、引き続き、

制度 PR 等の充実に努めております。なお、このような啓発は本市にとどまらず、全国に波及することが重要と考えておりまして、財団法人「自治体国際化協会 (CLAIR)」が主催した「在日外国人のための多言語住宅マニュアル」の検討部会に参加し、「在日外国人のための多言語住宅情報」をホームページにて公開したり、財団法人日本賃貸住宅管理業協会が主催した「外国人の居住安定のためのガイドライン」の検討委員会にも参加し、不動産業者向けに「外国人の居住の安定のためのガイドライン」を発刊するなど、「川崎市住宅基本条例」の趣旨が、全国に拡大するよう、今後も関連団体等に働きかけてまいります。

要望 5 区役所機能強化に伴い、外国人市民の区政参加、相談体制の充実など、各区政レベルでの外国人市民施策の研究、実施を促進すること。

回答 各区役所では、区政に関する自主的な企画立案を支援し、その実現を積極的に支援するため、区政推進会議を設置し、魅力ある区づくり推進事業等の区域に関する事項について検討協議しています。当会議の委員は、当該区の区民団体の代表や区長、公募の区民等を持って構成されておりますが、公募に当たっては、市政だより区版等により募集を行っているところであります。現在、外国人市民の方に区政推進会議委員として参加をいただいている区もございますが、今後につきましても、委員の募集記事にふりがなを振るなど、外国人市民がより区政に参加しやすい環境づくりを推進してまいります。また、区役所における外国人市民の相談体制の充実につきましては、財団法人川崎市国際交流協会と連携を図りながら、検討してまいりたいと存じます。

2. 教育に関する課題

要望 1 今年度 5 月 1 日現在の市立小中高学校における在日外国人児童・生徒の在籍状況、3 月中高校を卒業した在日外国人生徒の進路状況を国籍別で明らかにすること。

回答 市立小・中学校及び高等学校における在日外国人児童・生徒の在籍状況につきましては、別紙「外国人生徒の国籍別の在籍実数」表のとおり把握をしております。また、市立中学校卒業後の外国人生徒の進路調査につきましては、2000(平成 12)年度から、市立高等学校卒業後の進路調査につきましては、2001(平成 13 年)年度から実施しております。ただし、国籍別による公表につきましては、個人が特定されやすい状況から公表できません。

(在籍実数は省略)

要望 2 横浜市ではダブル、外国にルーツを持つ日本籍児童・生徒の在籍把握が本格的に実施されている。川崎市における実態と今後の方針を明らかにすること。

回答 外国にルーツをもつ日本籍児童・生徒の在籍把握につきましては、本市におきましても来年度を目途に取り組んでまいりたいと考えております。

要望 3 民族文化講師派遣事業の成果と課題を整理すること。また講師料を増額するこ

と。さらに今後より必要とされる派遣事業を支え、在日外国人教育を推進するための実践組織を整備すること。

回答 民族文化講師ふれあい事業の成果といたしましては、
ア.様々な国の文化を知ること、理解が深まり関心が高まった。
イ.子どもだけでなく、保護者も一緒に参加し交流に発展した。
ウ.この事業をきっかけに継続的に活動している。などの報告を受けております。
課題につきましては、教員側にも事業の目的を十分に理解されないままに講師依頼したり、講師と教員の打合せが不十分であったために十分に目的が達成されず、講師側に教員への不信感が生まれたりする場合があります、学校や教員の対応に課題を残しております。講師料の増額につきましては、本市におきましても他都市と同様に財政的に苦しい状況が続いておりますが、今後予算の確保に努めてまいります。次に実践組織の整備については、さらに充実に向け、地域や団体等と連携を深め、より機能的な組織の確立が必要であると認識しておりますので、根本的な改善に向けた検討を今後行ってまいりたいと考えております

要望 4 過剰な「拉致報道」を起因とする日本学校に通う在日コリアン児童・生徒へのいじめが発生しており、本名がますます名乗りづらい状況にある。実態を把握すると共に、本名に自信が持てる環境整備、教職員への研修、及び実践研究を充実させること。

回答 本市には多くの在日コリアン児童・生徒が日本学校に在籍しておりますが、どんな状況にあってもすべての人権侵害は許されるものではありません。在日コリアン児童・生徒へのいじめの実態については、小学校校長会「人権教育委員会」・中学校校長会「人権教育推進委員会」などと連携を図り、いじめそのものの根絶に努めてまいりたいと考えております。また、本名を自由に名乗れる環境整備については、学校での人権教育のみならず、地域を巻き込んだ人権学習や啓発活動の推進に努めることが必要であると認識しており、学校・社会教育・PTA等との連携による取組みについて検討してまいりたいと考えております。さらに教職員においては、高い人権意識や感覚を磨くことが求められており、引き続き、人権研修や実践研究の充実に努めてまいります。

要望 5 日本語を母語としない児童・生徒の日本語学習、母語による相談体制を充実させること。また、母語での受験機会の保障、在県特別枠の来日年数の緩和などを県教委へ働きかけること。

回答 母語での受験につきましては、高等学校の授業が日本語で行われ、一定程度の日本語の理解が必要とされるので、難しいものと考えております。また、在県特別枠の来日年数につきましては、日本での学校教育を3年間受けていれば、一定程度の日本語が修得できるものと考えておりますので、現在のところ、現行通りの3年と考えております。しかしながら、在県特別枠の来日年数については、課題と考えておりますので、県教育委員会と連携しながら、研究してまいりたいと考

えております。

要望 6 在日外国人児童・生徒の就学相談にあたっては、区役所による窓口対応から、小学校を拠点とする幼稚園・保育園との連携を踏まえた相談体制を確立すること。

回答 現在、就学に関する相談窓口につきましては、各小・中学校、総合教育センター及び教育委員会において対応をしています。しかし、御要望の小学校を拠点とした幼稚園・保育園との連携については、現在では不十分であると認識しております。従いまして、教育委員会だけではなく、各区役所・支所・出張所並びに関係部局等との連携・調整を図り、今後、多文化共生社会推進指針の方向性も踏まえた、よりわかりやすく、かつ気軽に安心して相談できる相談体制の確立について、総合的に検討してまいりたいと考えております。

要望 7 外国人の教員を積極的に採用し、必ず教諭として任用すること。また過渡的に市が独自に、外国籍児童生徒が多く在籍する学校に外国人教員を補助的教員として配置すること。

回答 本市の教員採用試験につきましては、現在、選考試験により実施しているところでございます。したがって、今後とも、公正公平の原則にたつて教員採用を行ってまいりたいと存じます。また、外国籍の児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒が一定数以上いる学校には、県の基準に基づき、担当教員を加配したり、市独自の事業として、日本語指導等協力者派遣事業において、登録された外国人等を学校に派遣し、学校生活への適応、日本語指導などを、担任と連携をとりながら行ったりしておりますが、今後とも、外国籍の児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒に対する支援に努めてまいります。

3. 労働に関する課題

要望 1 2004年4月1日現在の外国人職員採用の在職状況（人数、職種、国籍）を明らかにすること。

回答趣旨 22人（うちコリアン 21人、中国 1人）

要望 2 消防職員の採用における国籍条項を撤廃すること。また採用後の国籍による任用差別を撤廃すること。また、本名就労に向けての条件整備を推進すること。

回答 平成8年度から実施いたしました本市の「国籍条項の撤廃」の考え方は、公務員の当然の法理を踏まえた上で、「公権力の行使」及び「公の意思形成への参画」にたずさわることのない範囲内で取扱うものでございます。その中で、消防士は本市の「公権力の行使」に関する職務判断基準である「命令・処分等を通じて、対象となる市民の意思に関わらず、権利・自由を制限することとなる職務」であるかどうか検証しましたところ、消防法に定められた立入検査や改善命令、取締り、使用停止、除去命令など消防士が携わる多くの職務がこれに該当すると判断

したものでございます。今後予定される東京都管理職選考受験訴訟の経過も踏まえながら、方向づけについて関係局で意見交換を行っているところでございます。また、職員一人ひとりが意識を高めることはもちろん、管理監督の立場にある職員が率先して人権問題に対する認識を持ち、職員間に十分な信頼感が醸成され、職員が互いに理解を深め協力し合えるような職場環境の整備に努めてまいります。

要望 3 民間企業における在日外国人に対する就職差別の実態および啓発事業の概要を明らかにすること。

回答 平成 12 年に実施されました国勢調査の結果において、市内の完全失業率は、外国人では 6.1%で、日本人の 5.0%に比べると 1.1 ポイント高くなっています。また、外国人就業者の職業別構成割合を日本人と外国人を合計した就業者全体の構成割合とで比べますと、労務作業やサービスに関連した従事者は全体に比べて割合が高く、事務や販売に関連した従事者の割合が低くなっています。このように国勢調査の結果から、外国人の一般企業への就労が日本人に比べて低くなっており、就業者の職業別においても、就業者全体と比べて相違がある状況がみられます。本市といたしまして、外国人の公正な採用等については、次のとおり啓発事業を行っております。

- ・「外国人労働者問題啓発月間」の川崎市労働情報及び川崎市インターネットホームページによる広報、周知。

- ・パンフレット「公正な採用と均等な待遇」の作成、配付

なお、今後につきましても、関係行政機関と連携をとりながら、積極的に啓発・周知に努めていきたいと考えております。

4．福祉に関する課題

要望 1 関西では国民年金並みの福祉給付金が支給されている自治体があります。在日無年金者の生活を支えるため福祉手当の大幅な増額を行うこと。

回答 川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図ることを目的に、1994 年 10 月に創設されたものでございまして、制度開始当時の支給月額が 10,000 円でしたが、順次、引き上げを実施したことにより、現在の支給月額の 21,500 円になったものでございます。今後とも、他都市状況等を参考にしながら検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

要望 2 外国人市民に対する介護サービスが充実するよう全市的な措置を検討すること。
また「ひとり暮らし高齢者実態調査」についての事情を説明すること。さらに無年金者に対して、介護保険料、サービス料の減免措置を行うこと。

回答 介護保険制度は地域保険であるため、川崎市内に住民登録または外国人登録を行っている 65 歳以上の方は、全て介護保険の被保険者になります。また、介護保険法には国籍条項を設けていないため、国籍による介護認定及び介護サービスの提供に差異は生じないこととなっております。次に、「ひとり暮らし高齢者実態調

査」ですが、平成 14 年度の調査につきましては、市内在住 65 歳以上の高齢者のうち、ひとり暮らしの方と高齢者のみ世帯の方を対象として実施しました。実施にあたり、外国人の方の調査につきましても次のとおり検討をいたしました。まず、調査方法につきましては、日本人と同様外国人登録から対象者を抽出し、民生委員による訪問面接調査を予定していましたが、外国人登録は個人登録のみで、住民基本台帳のような「世帯」という概念がなく、ひとり暮らしの方や高齢者のみ世帯の抽出が困難であるという課題が浮かびあがり、調査できなかった経過があります。平成 15 年度の調査につきましては、新たに 65 歳になった方と市内転入または市内転居のうち、ひとり暮らしの方と高齢者のみ世帯の方を対象として実施しました。外国人の調査につきましては、外国人登録者の多い地区の民生委員に普段の活動より把握している外国人のひとり暮らしの方と高齢者のみ世帯の方の調査を依頼しております。今後の調査につきましては、外国人の方の実態把握が急務のため、平成 15 年度の民生委員に依頼した結果を踏まえ、外国人に関する関係団体、事業者及び関係局とも協議を図りながら外国人登録からの情報により、郵送等による二ス調査等を検討してまいります。次に・介護保険料・サービス利用料の減免措置は、災害損失、生計困窮及び所得減少を理由としたものであり、無年金を理由としたものではありません。無年金等により著しく所得が低額で、介護保険料や介護サービス利用料負担が困難な場合は、各区役所・地区健康福祉ステーションで介護保険料、サービス利用料の減免申請を受け付けておりますので御相談くださるようお願いいたします。

要望 3 在留資格のない外国人の国民健康保険への加入を弾力的に運用すると共に、国への働きかけを行うこと。

回答 在留資格のない外国人の国民健康保険の加入につきましては、平成 16 年 6 月 8 日に「国民健康保険法施行規則第 1 条第 1 項」が改正され、国民健康保険法第 6 条第 8 号に基づく国民健康保険の適用除外者とするか明確化されたことに伴い、施行規則に従った取り扱いをせざるを得ないことを、御理解いただきたいと存じます。なお、国に対しましては、他の政令指定都市とともに、公的医療保険制度や公的扶助制度が適用されない外国人に対する新たな対策を講じるよう要望事項として働きかけてまいります。

要望 4 在留資格の有無が要件となっている福祉制度が他にあれば明らかにすること。

回答 特にございません。